

京都市地域リハビリテーション推進会議開催要綱

(目的)

第1条 京都市内における地域リハビリテーションの推進について、障害のある人が自立して住み慣れた地域でより質の高い生活が送れるように、本市と医療、福祉、介護、教育等の各分野の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が連携して地域におけるリハビリテーションを推進するため、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、京都市地域リハビリテーション推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 地域リハビリテーション推進事業の実施に関すること。
- (2) 地域リハビリテーションに関わる関係機関等の連携のあり方に関すること。
- (3) 生活期（維持期）におけるリハビリテーションの効果的な推進に関すること。
- (4) その他地域リハビリテーションの推進に関すること。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる障害者福祉やリハビリテーションに関する団体及び関係機関（以下「構成団体」という。）から推薦された者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長等の指名)

第5条 市長は、委員のうちから推進会議の議長及び副議長を指名する。

2 議長は推進会議の進行をつかさどる。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(推進会議の開催等)

第6条 推進会議は、市長が召集する。

2 市長は、必要に応じて課題別・分野別等のワーキンググループを開催することができ、ワーキンググループに関する事項は別に定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の関係者に出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務を処理するために、京都市地域リハビリテーション推進センター企画課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(関係規約の廃止)

2 京都市地域リハビリテーション協議会規約（以下「旧規約」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧規約に基づく京都市地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日に推進会議の委員として依頼され、又は任命されたものとみなす。また、協議会の会長及び副会長にある者は、この要綱の施行の日に推進会議の議長及び副議長として指名されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたもの並びに指名されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

京都市地域リハビリテーション推進会議構成団体等

団体名及び関係機関名等
学識経験者
一般社団法人京都府医師会
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都市身体障害者福祉施設長協議会
一般社団法人京都府理学療法士会
一般社団法人京都府作業療法士会
一般社団法人京都府言語聴覚士会
公益社団法人京都府看護協会
京都医療ソーシャルワーカー協会
京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会
京都市居宅介護等事業連絡協議会
京都市生活介護等事業所連絡協議会
公益社団法人京都府介護支援専門員会
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
京都市教育委員会事務局指導部総合育成支援課
京都市地域リハビリテーション推進センター